

平成29年4月25日

滋賀県市長会社会文教部会 資料

資料5

国民健康保険の制度改革について

滋賀県健康医療福祉部医療保険課

滋賀県国民健康保険運営方針(案)

記載する項目

- 1 はじめに
- 2 基本的事項
- 3 県内国保の医療に要する費用および財政の見直し
- 4 市町における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項
- 5 市町における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項
- 6 市町における保険給付の適正な実施に関する事項
- 7 保健事業の取組に関する事項
- 8 医療費の適正化の取組に関する事項
- 9 市町が担う事務の広域化および効率的な運営の推進に関する事項
- 10 保健医療サービスおよび福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
- 11 関係団体との連携強化
- 12 国民健康保険運営方針の見直し

滋賀県国民健康保険運営方針(案)

1 はじめに (策定に当たって)

滋賀県が目指す国保

基本理念:持続可能な国民健康保険の運営

あるべき姿 県民が健康な暮らしを送れる、いざという時に安心して医療を受けられる国保制度

実現するための方向性

- ①保険料負担と給付サービスの公平化
医療費の支え合いによる保険料の平準化
決算補填等目的の法定外繰入金^{の段階的解消}
市町事務の標準化・効率化による給付サービスの平準化
→ 保険料と給付サービスの統一の実現に向けて
- ②保健事業の推進と医療費の適正化
データヘルス計画の推進による被保険者の健康の保持増進
→ 被保険者の健康づくり
- ③国保財政の健全化
保険者としての努力を行う市町に対する支援
→ 市町のインセンティブの確保

関係者の役割

- ①被保険者の役割 (期待すること)
保険料の納付、自主的な健康管理
- ②市町の役割
地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収等の地域に密着した事業の実施
被保険者の健康の保持増進のための保健事業の実施
- ③国保連の役割
市町事務の共同事業の実施による効率化や、研修の実施などの支援
- ④県の役割
国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割
市町、国保連の取組に対する助言や支援

あるべき滋賀県国保の実現に向けた取組みを行うとともに、改正法施行後5年程度で国において実施される国保制度の見直しの状況を勘案しつつ、保険料の統一や更なる事務の効率化について検討を行う。

滋賀県国民健康保険運営方針(案)

2 基本的事項

(1) 策定の目的

この方針は、県が市町とともに行う国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、県内の統一的な運営方針を定めるものであり、以て市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進することを目的とする。

(2) 策定の根拠規定

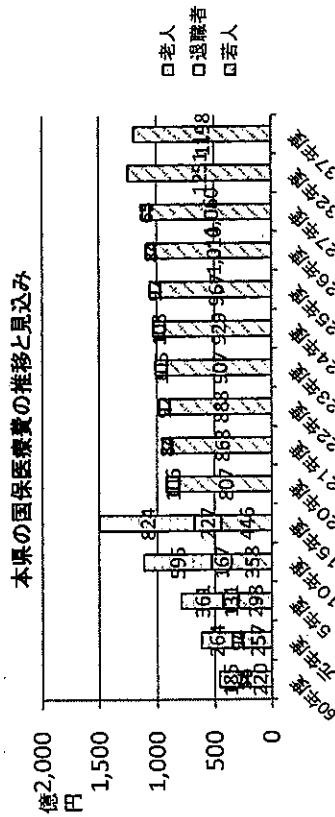
この方針は、改正後の国民健康保険法(昭和33年法律第192号。)第82条の2に基づき、県が定める。

(3) 対象期間

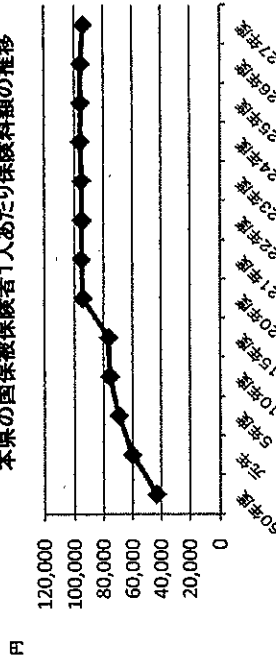
この方針の対象期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

3 県内国保の医療に要する費用及び財政の見通し

(1) 医療費の動向と将来の見通し



本県の国保被保険者1人あたり保険料額の推移



(2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方

保険料(税)の負担緩和を図るための繰入については、被保険者の保険料負担の急変を考慮し、各市町において平成35年度までの段階的な解消を目指します。

(3) 赤字解消・削減の取組、目標年次等

国保財政を安定的に運営していくためには、原則として、必要な支出を保険料や国庫負担金等により賄うことにより収支が均衡していることが重要です。赤字が生じないよう、適切な保険料(税)率の設定や収納率の向上、医療費適正化の取り組み等により収支の均衡を目指します。

(4) 滋賀県国民健康保険財政安定化基金の運用

給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に県および市町に対し貸付・交付を行います。交付分に対する財政安定化基金への補填は、国、県および市町が1/3ずつ負担しますが、市町負担分については県内全市町で負担を分かち合い、県全体で支え合うこととします。

平成35年度までの間、市町において制度改革に伴う保険料収納必要総額の急激な上昇が見込まれる場合には、必要に応じて基金から県の国保特別会計に繰入を行うことにより、激変緩和を行うこととします。

滋賀県国民健康保険運営方針(案)

4 市町における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項

(1) 標準的な保険料賦課方式

標準的な保険料の賦課方式は、医療分、後期高齢者支援金分および介護納付金分とも3方式とします。現在、賦課方式を4方式としている市町においては、将来的に3方式に変更する方向で検討していくこととします。

(2) 納付金算定に当たっての医療費水準の反映

県内の保険料(税)水準の平準化につなげるため、医療費は県全体で支え合うこととし、市町毎の医療費水準の差異は、納付金の算定に反映させないこととします。

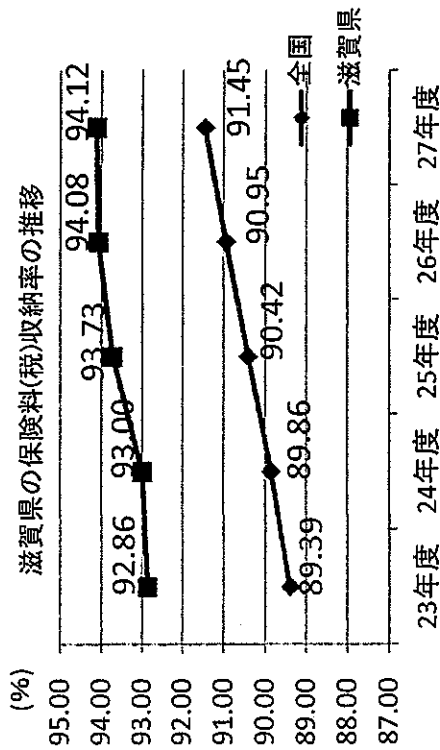
(3) 納付金および保険給付費等交付金の対象に加える経費

保険料水準の平準化につなげるため、県内市町間で支給基準額が異ならない出産育児一時金および葬祭費について、納付金および保険給付費等交付金の対象に加えることとします。

(4) 標準保険料率算定における標準的な収納率

- 直近3か年の平均収納率が規模別目標収納率を達成している市町の標準的な収納率は、規模別目標収納率とします。
- 直近3か年の平均収納率が規模別目標収納率を達成していない市町の標準的な収納率は、直近3か年の平均収納率とします。

5 市町における保険料の徴収の適正な実施に関する事項



(1) 収納率目標の設定

保険財政の安定的運営、被保険者の公平性の観点から、適正に徴収する必要があることから、市町の収納率の向上を図るため、目標収納率(現年度分)を定めます。

保険者規模	目標収納率 (H30~H32)
1万人未満 (日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、米原市)	95%
1万人以上~2万人未満 (近江八幡市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、高島市)	94.5%
2万人以上~5万人未満 (彦根市、長浜市、東近江市、草津市、甲賀市)	94.5%
5万人以上 (大津市)	94%

滋賀県国民健康保険運営方針(案)

6 市町における保険給付の適正な実施に関する事項

(1) 第三者求償の積極的推進

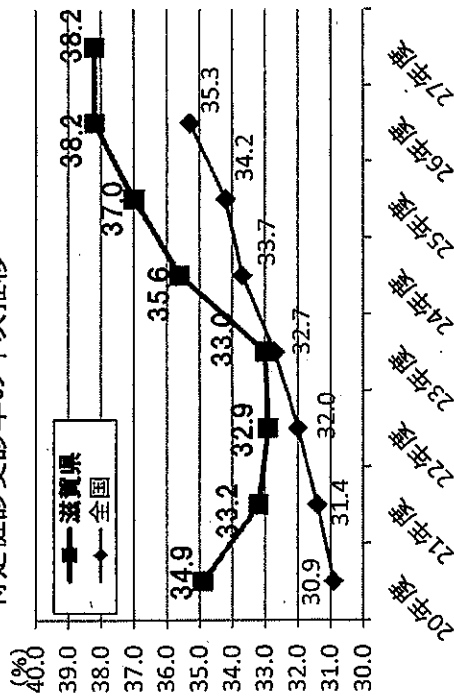
市町は、覚書に基づく損害保険会社との連携を進め、他、求償すべき案件の把握に努めます。国保連合会は、求償事務共同事業の実施に加え、これまで取り組んでいなかった加害者に対する求償事務についても専門性を生かせるよう取組を推進することとします。

(2) 高額療養費の支給事務

高額療養費の申請勧奨については、全市町が実施するように努めることとします。

7 保健事業の取組に関する事項

特定健診受診率の年次推移

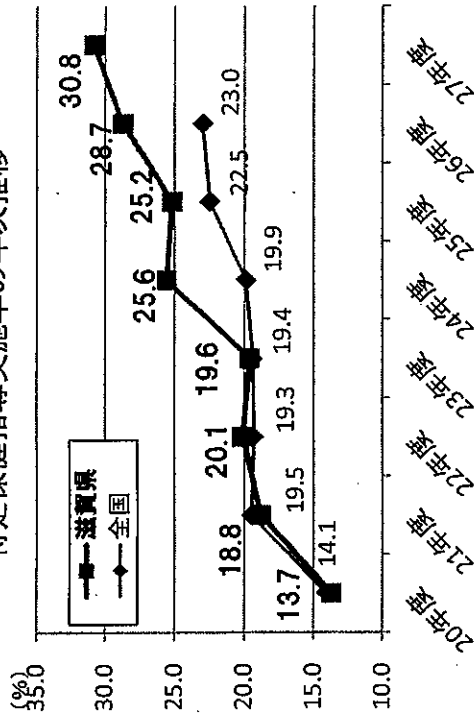


(1) データヘルス計画
健診・レセプト等のデータ分析により被保険者の健康の保持増進に向けて「国保保健事業実施計画(データヘルス計画)」を策定し、本計画に基づき目標達成に向けて保健事業を着実に推進します。

(2) 保健事業に係る目標の設定

データヘルス計画に定める目標項目のうち、特に重要で県、市町、国保連合会において重点的に取り組む事項について共通の目標を設定します。

特定保健指導実施率の年次推移



目標項目	目標値
特定健診受診率	(平成35年度) 60%
特定保健指導実施(終了)率	60%
メタボリックシンドローム該当者および予備群該当者の減少率(平成20年度比)	25%

滋賀県国民健康保険運営方針(案)

8 医療費の適正化の取組に関する事項

(1) 後発医薬品使用促進 後発医薬品差額通知の実施

後発医薬品の使用促進についての理解を得られるよう、国保連合会において発行回数や葉書または封書のどちらからかで通知するか等を選択できるようにする等、より効果的な実施方法を検討していきます。

(2) 重複受診・頻回受診、重複服薬等の受診の適正化の取組

重複・頻回受診者、重複服薬者等に対し、受診の適正化および被保険者の健康被害の予防のための訪問等による指導については、共同事業として全市町で取り組むこととします。

9 市町が担う事務の広域的および効率的な運営の推進に関する事項

(1) 被保険者証と高齢受給者証の一体化

被保険者の利便性を図るため、被保険者証の発行時期を見直し、高齢受給者証との一体化について検討します。

10 保健医療サービスおよび福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

(1) 地域包括ケアシステムの構築・推進にかかる国保としての参画

県は、健康医療情報等を活用して、市町ごとの健康課題等を把握し、情報提供するとともに、市町における取組が進むよう、県内および他府県における好事例を紹介するなど必要な支援を行います。

(2) 他計画との整合性

県は、国保運営方針と滋賀県医療費適正化計画、滋賀県保健医療計画、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、健康いきいき21-健康しが推進プラン等との連携を図り、関連する保健・医療・福祉サービスを総合的に推進します。

11 関係団体との連携強化

(1) 滋賀県国民健康保険市町連携会議の設置

この方針に掲げる施策の実施、方針の進捗管理等を行うにあたって県、市町および関係団体等で構成する連携会議を随時開催し、円滑な運営を図ります。

(2) 関係機関・関係団体との連携強化

この方針に掲げる施策等が円滑に実施できるよう医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、保険者協議会その他関係団体との連携を図ります。

12 国民健康保険運営方針の見直し

県内国保の運営状況および国の制度の動向等に応じ、必要があると思われるときは、見直しを行うこととします。

県は、この方針を見直す場合にあっては、連携会議で検証した上で、市町の意見を聴くとともに、国保運営協議会の審議を経るものとします。

